

徳島県告示第七百十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県立埋蔵文化財総合センター

二 指定管理者の名称及び事務所の所在地

公益財団法人徳島県埋蔵文化財センター

板野郡板野町犬伏字平山八六番二

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで